

労働法の基礎講座

第38回



【労働災害】労働災害・事故の報告

万が一、職場で労働災害が発生した場合は、速やかに被災した方の救護を行ってください。労働災害の発生状況や傷病の状況などについて、労働基準監督署長へ報告を行ってください。

報告が必要となる場合

・ 事業者は、以下のような場合には、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

- ① 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- ② 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- ③ 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告の提出は、令和7年1月から電子申請で行うことが義務化されました。詳細は[こちら](#)をご参照ください。



労働災害の発生原因及び再発防止対策について、安全に関するものは安全委員会、衛生に関するものは衛生委員会で調査審議の上、その結果を踏まえて再発防止のための措置を講じてください（第36回参照）。

報告の期限

- ・ 休業期間が4日以上の場合は、労働災害の発生後遅滞なく報告しなければなりません。
- ・ 休業期間が4日未満の場合は、下表のように四半期ごとの最後の月の翌月末までに報告しなければなりません。

労働災害が発生した日	報告期限
1月から3月までの場合	4月末まで
4月から6月までの場合	7月末まで
7月から9月までの場合	10月末まで
10月から12月までの場合	翌年1月末まで

注意



労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

■ 他にも、労働災害・事故に関して以下のような報告が必要です。

化学物質による遅発性疾病の報告

- ・ 化学物質の製造又は取扱の業務を行う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握した場合は、その罹患が業務に起因するかどうかについて、遅滞なく、医師の意見を聴かなければなりません。
- ・ 上記の医師が、業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、以下の事項について都道府県労働局長に報告しなければなりません（報告の様式は自由です）。
 - ① がんに罹患した労働者が当該事業場で従事した業務において製造し、又は取り扱った化学物質の名称
（化学物質を含有する製剤にあつては、当該製剤が含有する化学物質の名称）
 - ② がんに罹患した労働者が当該事業場において従事していた業務の内容及び当該業務に従事していた期間
 - ③ がんに罹患した労働者の年齢及び性別

事故報告

- ・ 次の事故が発生した場合は、労働者が被災したかどうかにかかわらず、労働基準監督署長に報告しなければなりません。 ※ 報告様式（様式第22号）は[こちら](#)からダウンロードできます。

- ① 火災又は爆発
- ② 遠心機械など高速回転体の破裂
- ③ 機械集材装置等の鎖や索の切断
- ④ 建設物や煙突などの倒壊
- ⑤ ボイラーなどの破裂等
- ⑥ クレーン、移動式クレーン、デリックの倒壊等
- ⑦ エレベーター、建設用リフト、簡易リフトの搬器の墜落等
- ⑧ ゴンドラの落下等

